栄東まちづくり協議会・委員会

平成 29 年 7 月 13 日(木)　18：30 ～
栄東まちづくり協議会会議室

議題：

1　栄東地区 Wi-Fi 整備業務に係る総合評価（プロポーザル）による入札

(1) 7/6 にぎわい部会において審議・決定した内容

- 部会資料（添付資料）
- プロポーザル募集要項（添付資料）
- 業務説明書（添付資料）

(2) プロポーザル応募の依頼

7/6 にぎわい部会・契約審査会で 5 者を選定

(3) 今後の進め方

「栄東地区における Wi-Fi 整備業務のスケジュール」(別添資料)

2　池田公園再整備構想検討事業の進め方

(1) 進め方（協議会と名古屋市緑政土木局の役割分担）の変更

同事業は平成 29 年度の事業計画及び予算は下記のとおりで、本年度、協議会が基本設計、実施設計を行うこととなっていた。

● 事業計画

3　池田公園再整備構想検討事業

現在、池田公園は、地域の活動の拠点として、イベント会場として使用され、また災害時の避難所としての使用も想定されている。

そのあり方について十分な調査、検討を行い、30 年度以降の再整備につなげることとする。

なお、池田公園の治安、衛生の確保のため、持続可能な維持管理体制が必要で、パークマネジメントの手法についても検討していく。

● 予算

5,912,000 円

しかし、本年度に入り、名古屋市緑政土木局と調整した結果、地域主体で再整備構想を策定し、来年度に同局が設計を行い、その後の同局による施工につなげることに変更することとする。

このため、来年度の環境整備協力費のうち、設計に必要な経費を同局で予算化する。

(2) 道路公園部会での再整備構想の検討、策定

公園設計のノウハウのあるコンサルの支援のもと、部会を数回開催し、再整備構想の検討、策定を行う。

コンサルへ発注内容（案）:

① アンケートの作成、集計
② ワークショップの開催
③ 再整備構想の策定

3 その他

報告事項:

1 協議会の前回委員会(6/8)以降の主なスケジュール

6/15(木)	協議会ニュース第2号発行
7/ 5(水)	街頭防犯カメラ整備プロポーザル募集開始(8/3締切)
7/ 6(木)	にぎわい部会(栄東地区Wi-Fi整備等)
7/17(月)・18(火)	池田公園夏祭り 協議会事業： 1 設営の一部の費用負担 2 多文化共生事業（外国人のゆかた着付け、盆踊り体験）
7/20(木)(予定)	Wi-Fi整備業務プロポーザル募集開始
8/ 3(木)	防犯防災快適部会（プロポーザル審査説明会）
8/ 8(火)	防犯防災快適部会（プロポーザルプレゼン、審査）
日時未定	・ 協議会・総会 池田公園再整備構想検討事業の進め方 ・ 道路公園部会 池田公園再整備構想検討事業の進め方 道路空間整備の検討

2 その他

栄東まちづくり協議会・にぎわい部会

平成29年7月6日　18：30 ～
栄東まちづくり協議会会議室

1　栄東地区Wi-Fi整備業務

(1) 事業の概要

現在、全国の観光地、商業地区において、スマホを利用する若い世代を中心とした世代、国内通信事業者とキャリア契約していない外国人の誘客のため、屋外で利用可能な公衆無線LAN(Free Wi-Fi)の整備が進んでいる。

名古屋市においても、地下鉄駅構内、地下街、デパートなどの集客施設、名古屋駅西銀座商店街、栄ミナミ地区、大須商店街でも整備がされている。

栄東地区においても、商業地区及び会場として利用される池田公園をFree Wi-Fiエリアとし、あわせて栄東地区の魅力を発信するため「栄東ポータル」(WEB上の情報の入り口）を開発し、情報発信と来訪者データの収集、活用を行う。

(2) 総合評価による入札（プロポーザル＝企画提案募集と審査、決定）の実施

①　プロポーザル実施の理由等

仕様を協議会で定め、確定した仕様に対し、入札参加者が価格のみを提示し、最低価格を提示した者を契約の相手方とする通常の入札の方法により難いため、総合評価による入札を行う。

栄東まちづくり協議会財務規程

(総合評価による入札)

第41条　会長は、指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質または目的から第38条第1項の規定により難いときは、この規定に関わらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち、価格その他の条件が協議会にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とすることができる。

2　会長は、前項の規定により落札者を決定しようとするときは、あらかじめ協議会に諮り選定基準及び選定方法を定め、これを公表しなければならない。

②　プロポーザル要項及び業務説明書

別添

③　プロポーザル応募の依頼

財務規程第36条を考慮し、名古屋市競争入札参加有資格者名簿の中から、工事請負又は物品の買入れ等の入札に参加することができる資格を有する者のうち5者以上に応募依頼するほか、協議会ウェブサイトで募集する。

栄東まちづくり協議会財務規程

（指名競争入札参加者の指名等）

第36条　指名競争入札により契約を締結しようとするときは、名古屋市契約規則の規定に基づいて作成された名古屋市競争入札参加有資格者名簿の中から、当

該入札に参加することができる資格を有する者のうち5人以上を当該入札の参加者に指名しなければならない。ただし、契約の性質その他の理由により特に必要な場合においては4人以下とすることができる。

2　前項の規定による指名は、名古屋市契約事務手続要綱に準じて行うものとする。

3　第1項の場合においては、入札の条件を指名する者に通知しなければならない。

④　応募依頼者の選定

どこに依頼したかが公になることを防止するため、下記の者5名で構成される審査会で応募依頼者を選定する。

にぎわい部会　正副部会長(3)
協議会副会長(地域代表)(1)
協議会事務局長(1)

⑤　プロポーザル（企画提案）の審査、決定、契約手続

応募締切後ににぎわい部会を開催し、提案者がプレゼンテーションを行い、部会で審査し、契約候補者を選定する。その後、すみやかに契約手続を行う。

(3) スケジュール

別添

2　商業地区の街灯のモデル整備

(1) 事業の概要

現在は「栄ウォーク街」と表記された街灯が地区内に多くあるが、老朽化が進み、デザイン的にも陳腐化している。これを今後、継続的に整備していくため、一部の通りに新しい街灯をモデル設置し、明るさの向上とにぎわいづくりを図る。

(2) 事業の進め方と整備する通りの選定

本年度の予算は8,472,000円額、想定本数12本となっているが、本年度の予算規模の大きな事業である防犯カメラ(7,464,000円)、Wi-Fiの整備(9,902,000円)、池田公園再整備検討(5,912,000円)の事業費（契約落ち）の確定後に街灯のモデル整備事業の事業規模を見直し、プロポーザル方式で発注する。

(3) 整備する通りの選定

3　池田公園夏祭りの設営費

テント、机、椅子、発電機等、音響の設営で55万円程度の支出の予定

4　その他

栄東地区 Wi-Fi 整備業務に係るプロポーザル要項

1 業務の概要

(1) 業務名

栄東地区 Wi-Fi 整備業務

(2) 業務内容

「栄東地区 Wi-Fi 整備業務実施説明書」（以下「実施説明書」という。）のとおり。

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 本要項に基づく企画提案書提出時において、名古屋市競争入札参加資格における申請区分「工事請負」、「業務委託」等の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本プロポーザルに参加しようとしない者であること。

(7) 本プロポーザル要項を協議会ウェブサイトに公告する日から 8「契約候補者の選定」に定める契約候補者（以下、「契約候補者という。」）選定までの間に名古屋市の指名停止の期間がない者であること。

(8) 公告の日から契約候補者選定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

(9) 本社所在地において市町村民税の滞納がないこと。

(10) 同種業務の施工実績を有していること。

(11) 協議会と緊密な連絡調整が可能であること。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒460-0008 名古屋市中区栄五丁目19番4号　K-POINTビル202号室
栄東まちづくり協議会（以下、「協議会」という。）
担　当：林　哲哉
電　話：052-898-0852
E-mail：t.hayashi@sakaehigashi-mky.jp

(2) 実施説明書等の入手方法
協議会ウェブサイトからダウンロードする。
アドレス：http://www.sakaehigashi-mky.jp/

(3) プロポーザル参加表明
① 提出期限
平成29年8月18日(金)17時
② 提出場所
(1)に同じ
③ 提出方法
持参又は郵送（書留に限る。）

(4) 企画提案書等の提出
① 提出期限
平成29年8月25日(金)17時
② 提出場所
(1)に同じ
③ 提出部数
20部
④ 提出方法
持参又は郵送（書留に限る。）による。

(5) プロポーザル参加表明後又は企画提案書等の提出後の辞退
① プロポーザル参加表明の辞退
平成29年8月25日(金)17時
② 企画提案の辞退
平成29年8月28日(月)17時
③ 提出場所
(1)に同じ
④ 提出方法
持参又は郵送（書留に限る。）による。

4　企画提案書等の内容

(1) 会社概要のわかる資料（A4）
(2) 業務実績（A4）
(3) 企画提案書（A4）
実施説明書を参照し、下記の内容を含むこと。
① 全体の構成案
実施説明書に定める目的、基本方針を実現するシステム全体のコンセプト、構成案を示してください。

② 設置する機器の具体的な仕様等

実施説明書に定める Wi-Fi サービスを実現するための、アクセスポイント（AP）、ネットワーク、クラウドサーバー等の具体的な仕様、機能を提案してください。

③ セキュリティ対策等

外部からの不正なアクセスの防止等を提案してください。

④ Wi-Fi サービスの具体的な仕様

実施説明書に定める Wi-Fi サービスの具体的な内容を下記の事項を含めて具体的に提案してください。また下記⑧アで対応する内容とイで対応可能なサービスを分けて記述してください。

ア ポータルサイトトップ画面のイメージ、画面遷移

イ 対応する外国語

ウ 認証方法

エ サービス提供時間

オ 栄東地区の活性化、にぎわい創出につながる具体的なコンテンツ

カ 災害時の情報発信等の対応

キ Wi-Fi サービスの具体的な周知、広報

⑤ 接続履歴の解析、統計等のレポート

AP の接続履歴を解析し、有意な統計データとして提供できる内容を提案してください。また下記⑧アで対応する内容とイで対応可能なサービスを分けて記述してください。

⑥ 平成 29 年度の業務完了までのスケジュール、施工・管理体制

⑦ 業務完了後の保守体制

⑧ 整備に係る費用及びランニングコストの見積額

整備に係る費用及びランニングコストの見積額を下記に区分して提案してください。なお、ランニングコストの計算にあたり、AP 運用に係るビル等の使用料、電気料は含めないでください。

ア 初年度（平成 29 年度）の初期整備に係る費用及び初年度を含む 5 年度間のランニングコストの合計の見積額（オプション部分を除く）（以下、「全体見積額」という。）

なお、全体見積額のうち、初年度の初期整備に係る費用及び初年度のランニングコストの合計額を下記の上限額（以下「上限額」という。）以下で提案してください。

9,092,000 円(税込)

イ オプション部分の初期整備に係る費用及び 5 年間のランニングコスの合計の見積額

5 実施説明書、本要項等に対する質問及び回答

(1) 質問

① 質問の方法

電子メールで協議会に質問してください。

② 質問の受付期間

平成 29 年年 7 月 26 日(水)から同年 8 月 8 日(火)

(2) 質問に対する回答

① 回答日

回答期間に随時回答します。

② 回答方法等

質問者に対して明らかに営業上の不利益を与える情報を除き、プロポーザル参加表明者全員に電子メールにより回答します。

プロポーザル募集要項及び業務説明書の補足、変更等が記載されることもあるので、質問及び回答については必ず確認してください。

6 審査の手続

協議会・にぎわい部会において「5　企画提案書等の内容」に定める企画提案書等を提出した者（以下、「企画提案者」という。）によるプレゼンテーションを実施し、部会が企画提案書等の提出書類、プレゼンテーションの評価を行います。

(1) 企画提案者によるプレゼンテーション

① 日時

平成 29 年 8 月 29 日(火)(予定)　18:00 以降（時間は別途連絡します。）

② 場所

3、(1)に定める場所

③ 参加人員

3 名以内

④ 使用機器

ア　企画提案者持参のノート PC

イ　協議会が用意するプロジェクター、スクリーン（音声は使用しません。）

⑤ プレゼンテーションの時間

20 分以内（協議会から質問及び回答の時間 10 分程度を除く。）

(2) 評価基準

項　　目	配　　点
全体見積額	30
全体見積額以外の提案の内容	70
合　　計	100

7 契約候補者の選定

(1) 提出された企画提案書、プレゼンテーション等を審査し、最も優れている企画提案者を契約候補者として選定し、契約を行います。

(2) 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続を行います。契約候補者が契約の相手方として決定される前に名古屋市において指名停止又は契約締結前に排除措置を受けた場合も同様とする。

(3) 企画提案者が 1 者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、契約候補者として不適切と認められる場合は、契約候補者として選定しない。

(4) 本説明書に示した参加資格がないと認められた者には、その旨及びその理由（以

下「無資格理由」という。）を書面により通知し、その者が提出した企画提案書等は審査しない。この場合、通知を受けた者は、無資格理由について電子メールにより説明を求めることができる。

8 審査結果の通知等

(1) 日時

平成 29 年 8 月 31 日(木)(予定)

(2) 審査結果の通知及び協議会ウェブサイトへの掲載

企画提案者の順位と点数は、企画提案書等を提出したすべての者に書面にて通知するとともに、協議会ウェブサイトに掲載する。この場合、提案者の氏名又は名称は、契約候補者以外は掲載しない。

(3) 契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明

契約候補者に選定されなかった者は理由（以下「非選定理由」という。）について、電子メールによりにより説明を求めることができる。

9 その他

(1) 入札保証金、契約保証金

徴収しません。

(2) 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とします。

① 本説明書に示した参加資格を有しない者のした提案

② 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案

③ 本要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

④ 4、(3)、⑧、アに記載した上限額を超える初年度の初期整備に係る費用及びランニングコスト（オプション部分を除く）の金額の提案

⑤ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(3) 契約候補者選定までの間に参加資格を有しないこととなった者の取扱い

参加資格があることを確認された者であっても、参加資格を有しない者に該当する。

(4) 企画提案書等に関する費用

作成等提案に関して必要となる一切の費用は提案者の負担とします。

(5) 本プロポーザルの提案者が協議会から受領した書類

協議会の了解なく公表又は使用しないでください。

(6) 1 者につき可能な提案数

1 つとし、複数の提案はできません。

(7) 実施体制の変更

契約内容の履行にあたり、企画提案書に記載した実施体制の変更は原則としてできません。

(8) 企画提案書等の提出後の追加書類の提出

協議会が必要と認める場合は求めることがあります。

栄東地区Wi-Fi整備業務実施説明書

1 件名

栄東地区Wi-Fi整備業務

2 目的

本事業は、栄東まちづくり協議会（以下、「協議会」という。）栄東商業地区の活性化を目的とし、別紙1のサービスエリア内に誰もが安全、安心で、無料で利用できる公衆無線LAN（以下「Wi-Fi」という。）環境を構築するため、アクセスポイント（以下「AP」という。）を整備するとともに、Wi-Fiを活用したアプリケーションを開発することにより、来訪者の利便の向上と栄東地区の魅力発信、誘客力の向上を図る。

3 履行期間

本業務の履行期間は契約の日から平成30年3月31日までとし、その間に「6　Wi-Fiサービス」に定めるサービスを開始すること。ただし、平成29年11月17日までには、池田公園をサービスエリアとするAPの整備を行い、Wi-Fiが接続可能となるようにすること。

4　基本方針

(1) 栄東商業地区の活性化のため、「栄東まちづくり協議会・栄東地区Wi-Fi整備業務に係るプロポーザル要項」に基づき応募し、契約候補者となった者(以下、「契約候補者」という。)の提案に基づき協議会との協議により決定した業務内容にて、効率的なAPの整備のほか、Wi-Fi基盤を活用したアプリケーションもしくは、Wi-Fi活用サービスにより、栄東地区の魅力を発信とAPのアクセスログを利用して地域の活性化のための有意義な統計データが取得できること。

(2) 本業務の履行に関し必要な機器、回線、サーバー及びソフトウエア等のシステム一式は受注者が調達、整備等の手配をすることとし、協議会は受注者が提供するサービスの対価を支払うこととする。

(3) 利用者が簡易に利用できるよう、電話番号、メールアドレス、またはSNS等他のアプリケーション等を利用した認証が可能であること。

(4) 契約候補者の提案に基づき協議会との協議により決定した方法により災害時にWi-Fiサービス利用者に緊急情報を提供できること。

5 栄東地区におけるAP整備とクラウド設備及びネットワークシステム

【AP整備】

(1) Wi-Fiサービスエリアについては、別紙のとおりとする。

(2) 利用者が安心・安全・無料で利用できるWi-Fi設備を設計すること。

(3) 設置箇所の環境に応じて、利用者の利便性、有効伝送距離、電波干渉への対応等を考慮し、電波調査等の現場調査を実施した上で最適な場所をAP設置場所として選定すること。

(4) 利用者に最適なWi-Fi通信環境の提供ができるよう、シームレスなWi-Fi接続環境を提供すること。

(5) Wi-Fi機器の選定については、屋外利用を前提に最適なAPを選定し、APの性能や機能は、サー

ビスを提供する上で最適なものを提案すること。

(6) AP および AP に付随する機器の設置に際しては、安全性を十分に考慮し、設置場所によっては落下防止の措置を講じるなど安全性を十分に考慮した対応を施すこと。

(7) AP 設備を設置したビル、施設、工作物等の管理者から AP 設備の撤去を求められた場合は、受注者の責任と負担で撤去し、従前のサービスを維持するために他のビル、施設、工作物等に設置する等の代替措置を講ずること。

【AP のネットワークアクセス】

(1) アクセス回線は Wi-Fi 専用とし、必要な回線を新設すること。

(2) アクセス回線は最大 1Gbps の光回線を使用すること。

(3) ONU（光回線終端装置）・機器間の通信配線及び電源ケーブル等は、必要に応じて配管等を整備すること。

(4) インターネットプロバイダーの選定にあたっては協議会との協議のうえ、決定すること。

【クラウド設備】

契約候補者の提案に基づき協議会との協議により決定した要件を具備すること。

【セキュリティ】

契約候補者の提案に基づき協議会が協議により決定した要件を具備すること。

6 Wi-Fi サービス

【サービス提供】

(1) サービス提供に必要となるアプリケーションサーバー等のサーバー環境を整備すること。

(2) クラウドサービスは、外部からの攻撃を遮断しているなど、セキュリティ性を担保するものとして提供すること。

(3) サービス提供時間帯は 24 時間 365 日（計画による停止／定期保守を除く）サービス提供できること。

【ポータルサイト】

(1) ポータルサイトとは、利用者が Wi-Fi サービスに接続した場合に最初に表示されるサイトであり、以下の条件を満たすこと。

① ポータル表示等

ア 利用者が協議会 Wi-Fi サービスに接続した場合、最初に独自のポータルサイトが表示可能であること。

イ デザイン、画面遷移等は提示された案に基づき協議会との協議により決定すること。

ウ 利用者による認証操作完了時に、協議会が指定する URL へリダイレクト(画面遷移)すること。

② 多言語対応

ア 日本語、英語のほか、契約候補者と協議会との協議により決定した言語に対応すること。

イ 利用者端末の言語設定を自動判別し、その言語に対応するよるページ表示機能を有すること。

(2) 対応する端末・OS およびブラウザー

① 端末

スマートフォン端末・タブレット端末で動作することを前提とする。

② OS

iOS、Android、Windows8、10 等標準的な OS で動作すること。(iOS、Android は必須)

③ ブラウザー

Internet Explorer、Microsoft Edge、Mozilla Firefox、Google Chrome、Safari 等標準的なブラウザーで閲覧・操作できること。(Safari、Chrome は必須。)

④ OS 及びブラウザーの更新(ヴァージョンアップ)への対応

ポータルサイトやアプリケーション等の提供サービスの OS 及びブラウザーの更新(ヴァージョンアップ)への対応は、協議会が何ら対応を行うことなく正常動作するものとし、何らかの対応が必要な場合は、受注者が実施すること。

(3) 利用規約

① 利用者が遵守すべき事項や、Wi-Fi サービスの内容・機能を明記した利用規約及びセキュリティ注意事項に関する文書を策定すること。

② 利用規約には利用者登録情報やアクセスログの収集・保管について記載すること。

③ 認証時に利用規約及びセキュリティに関する文書を表記し、同意のうえ、利用が可能になること。

④ 利用規約及びセキュリティに関する文書の表記は、契約候補者と協議会との協議により決定した言語とすること。

(4) SSID

SSID は SAKAE EAST Free Wi-Fi などの名称での運用とする。

(5) 認証方法

Wi-Fi サービスが犯罪等に使用されることを防止するため、利用時の認証は、本人性が確認できる認証方法による認証を行うこととし、具体的には契約候補者と協議会が協議に基づき決定した方式とすること。

(6) 利用登録情報の保持

一度認証登録した利用者は、再度のアクセス時に認証手続が簡易となるようにすること。

(7) 接続時間及び接続回数

1 回あたりの接続時間の上限及び 1 日あたりの接続回数の上限が設定できること。

(8) 接続履歴

① 認証で取得した利用登録情報等の接続履歴は一定期間保持し、個人情報保護法、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等に基づき、適切に扱うこと。

② 悪意のある利用が明らかになった場合にその状況が確認できること。

③ 悪意のある利用や犯罪利用等、警察からログの提出を求められた場合には、協議会の指示に基づき迅速に対応すること。

【 栄東におけるまちの活性化・にぎわい創出につながる Wi-Fi サービス提供、魅力的なコンテンツ】

「2 目的」、「4 基本方針」を実現するため、契約候補者の提案に基づき協議会との協議により決定したものとする。

【周知・広報】

利用者に対して Wi-Fi サービスが利用可能であることを周知するため、Wi-Fi エリア化箇所にシ

ンボルマーク等をデザインしたステッカーやリーフレットを契約候補者の提案に基づき協議会との協議により納品すること。

7 運用保守

(1) 体制

① 安定的な Wi-Fi サービスを継続的に提供できるよう、AP からクラウドまでのネットワーク全体を一体的に運営管理の実施ができる体制を有すること。

② 災害時、障害時にも速やかに復旧できるシステムとして、設備、体制を構築すること。

③ 故障発生時等における受け付け、切り分け、手配等の体制を示すこと。

④ 利用者および協議会からの問い合わせに対応するための窓口を設置すること。

(2) 拠点設備監視

① 拠点整備機器について 24 時間 365 日の自動監視を行い、故障発生時の状況を速やかに発見できる運用が可能であること。

② 監視による故障発見時は疎通確認等を実施し必要な対処を速やかに実施できること。

(3) 受付・手配・駆けつけ

平日、土休日、時間帯等について受付および手配、駆けつけのメニューを有し、協議会との協議のうえ、受付、手配、駆けつけの対応がすみやかに行えること。

8 アクセス解析による統計データの提供

運用開始後、契約候補者の提案に基づき協議会との協議により決定したものとする。

9 その他

委託業務の履行にあたっては、協議会と十分な連携及び協議を行うこと。

Wi-Fi サービスエリアの範囲

＊　当協議会では、平成 29 年度整備では下記をサービスエリアとし、その効果を検証のうえ、翌年度以降の拡大を検討していく予定。

（青塗エリア）
・武平通（南北軸通り）
・中日ビル南通り（東西軸通り）
・池田公園

栄東地区におけるWi-Fi整備業務のスケジュール

7/ 6(木)　にぎわい部会において下記を審議、決定
- プロポーザル募集要項
- 業務説明書
- スケジュール

にぎわい部会・契約審査会でプロポーザル依頼業者5者を選定

7/13(木)　協議会・委員会で下記を審議、決定
- プロポーザル募集要項
- 業務説明書
- スケジュール

7/14(金)～　中区役所に「港まち・栄東まち活性化事業補助金交付申請書」等提出
「港まち・栄東まち活性化事業補助金交付決定通知」

7/20(木)～　プロポーザル募集開始
- 協議会ウェブサイトのプロポーザル要項、業務説明書掲載
- プロポーザル依頼者(5社)にメール配信

8/10(木)　協議会・委員会で経過報告

8/21(木)～　プロポーザル募集締切（募集開始後20営業日）
防犯防災快適部会でプロポーザル審査方法を説明
防犯防災快適部会でプロポーザル審査、契約候補者決定
プロポーザル参加者に選定結果を通知、契約事務

9/14(木)　協議会・委員会で最終経過報告

11/17(金)　池田公園イルミネーション点灯式・イベント時に池田公園をWi-Fiサービスエリアとする。

2月末　契約履行期限、検査検収